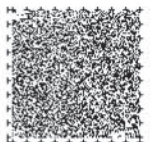


第 3 部

第 1 期 富山市障害児福祉計画



第1章 国の基本指針と第1期障害児福祉計画成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもおよびその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築するため、地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関の連携、地域社会への参加・包容の推進、障害児通所支援等の専門的な支援、特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備、障害児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

そこで、障害児支援の提供体制の整備について次のとおり目標を定めます。

【国の基本指針の考え方および本市の成果目標】

①平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターを利用できる体制を確保する。	2か所	平成32年度末においても、引き続き、児童発達支援センターを利用できる体制を維持する。

②平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

項目	数値	考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制を確保する。	2か所	平成32年度末においても、引き続き、保育所等訪問支援を利用できる体制を維持する。

③平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

項目	数値	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を確保する。	3か所	平成32年度末においても、引き続き、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を利用できる体制を維持する。

④平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

項目	数値	考え方
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	設置	平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

